

株 主 各 位

京都市下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町671番地

ワタベウェディング株式会社

代表取締役社長 渡 部 隆 夫

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年6月28日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 京都市下京区東洞院通塩小路下ル東塩小路町680
京都センチュリーホテル(瑞鳳の間)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第42期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに貸借対照表及び損益計算書報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第42期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第42期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件

4. 議決権行使に係る事項

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日、総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.watabe-wedding.co.jp/watabe/ir/stockholder/4696.html>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

営 業 報 告 書

(平成17年4月1日から)
(平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、下半期に入って本格的な上昇局面となり、金融政策面においても過去5年間続いた量的緩和が解除され、各企業においても業績は順調に回復し、設備投資も大幅に増加しており、バブル崩壊以来十数年間途絶えていた賃上げも議論されるまでになり、景況感指数も過去最高の数値を表しております。また、個人消費の回復も軌道に乗り、デフレからの脱却は確実視されております。

当ブライダル業界におきましては、長年にわたる出生率の低下に伴う急速な婚姻組数の減少が恒常的に進んでおり、平成17年の婚姻届出件数は71万3千組（前年72万5千組）となりました。国内マーケットにおきましては、挙式スタイルに対するお客様の選択も厳しさを増して、一時期ブームの感を呈しておりました貸切型の邸宅風挙式施設での結婚式も、同業者の乱立と地縁血縁の深い地方への浸透に課題を残し伸び悩んでおります。これら消費者の嗜好の変化に確実に応え得る商品の提供、サービスの向上に努めるべく業界各社においても海外挙式への進出などその対応に知恵を絞っております。

このような厳しい経営環境のなかではありますが、当社グループにおきましては、目黒雅叙園における本格的な挙式、ハワイ・ミクロネシア・オーストラリア・ヨーロッパ・アメリカにおける海外挙式、さらには、軽井沢・函館・沖縄・石垣島等における国内リゾート挙式を開発提案する一方、都市部においては簡易型挙式も提案し、お客様に対して衣裳・美容・着付・写真・旅行・ハネムーン等々、あらゆるサービスを融合させ、トータル・ブライダル・ソリューションという、今までにはなかった業態の確立に着実に近づくことによって、「お客様満足度の向上」、「感動の最大化」の実現に向けて努力しております。

国内挙式戦略といたしましては、平成17年6月、長野県軽井沢の旧軽井沢銀座に面した一等地に「軽井沢クリークガーデン・チャペル」を開堂し、全

国の直営各店舗においてお客様に軽井沢挙式の提案を開始しております。また、東京都目黒区の総合結婚式場「目黒雅叙園」は、各披露宴会場のリニューアルを順次行う一方、花嫁様をはじめご家族の方々が婚礼当日を一日中ごゆりとお過ごしいただけるようホテル客室の一部のブライズルームへの改装に着手いたしました。平成18年3月、沖縄県石垣島に「クルデスール・チャペル」を開堂、オープン直後の1ヶ月で57組の挙式実行と好調な滑り出しとなっております。

海外挙式戦略といたしましては、平成17年4月、オーストラリア・ケアンズの「バリアリーフ教会」を改修のうえ新たに開堂し、リゾート地ゴールドコーストの教会に匹敵する人気の教会として支持を得ております。また、同年10月にはグアム島タモンビーチ前にウェディング専用レセプション会場「テ・キエロ」をオープンし、挙式後のパーティ需要が旺盛となっており、活況を呈しております。さらに、平成18年1月には、株式会社レオパレス21がグアム島で運営していた2教会を借り受けて、当社グループ直営の挙式会場として運営を始めました。

店舗展開戦略といたしましては、当社グループが取り組むトータル・ブライダル・ソリューションの推進として、平成17年7月に「福岡店」を九州一の繁華街である天神地区に移転・増床し、総合店舗「福岡グランドプラザ」としてオープンいたしました。引き続き同年10月には「札幌店」もJ R札幌駅前に移転・増床し、総合店舗「札幌グランドプラザ」としてオープンし、より一層お客様の利便性の強化に努めております。また、平成18年3月、熊本県熊本市の「熊本全日空ホテル ニュースカイ」内に南九州地区初の総合ブライダルショップ「熊本店」をオープンし、同年4月には秋田県秋田市の「秋田キャッスルホテル」内に「秋田店」をオープンし、当ホテル挙式者の衣裳サービスに加え、写真・美容・海外挙式や国内挙式のプロデュースをはじめとした幅広いサービスの提供を開始いたしました。

商品戦略といたしましては、和装を着用した和の挙式に対する若い人達の感性に合致した挙式スタイルとして開発いたしました日本各地の有名神社仏閣における挙式プランが、年間200件を超えるまでに成長してまいりました。また、平成17年6月より衣裳カタログ通販システムの第3弾として、日本初のカタログ通販方式「カラードレスレンタル」を開始いたしました。全200種類からなる圧倒的な品揃えにより、21世紀型のカatalog・レンタル方式として、多様化する国内挙式マーケットのお客様や当社グループの出店地域以

外のお客様に対する利便性の向上に努めております。さらに、国内においてドレスをお選びいただき海外現地において同種ドレスのレンタルを行っていましたが、一歩進んだ新しいシステムとして、当社グループのブランドドレス「アヴィカ」を、お客様のご注文によって新品を製作し、現地でお渡ししてご着用いただくという製販一貫体制を敷く当社グループならではのサービスを開発し、同業他社との差別化を図っております。このシステムは平成17年12月から受注を開始して以来、好調に受注実績を積み上げておりまして、サービス運用を開始する来期以降に大きな期待がもてるサービスシステムとなっております。

以上の結果、当社グループの当期業績は売上高31,177百万円（前期比12.5%増）、経常利益1,732百万円（同5.4%増）、当期純利益1,105百万円（同25.2%減）となりました。

サービス区分別の売上高は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

期別 サービス区分	前 期 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)		当 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)		前 期 比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
挙式関連売上高	19,646	70.9%	22,884	73.4%	116.5%
商製品売上高	3,989	14.4	3,989	12.8	100.0
貸衣裳収入	3,560	12.8	3,749	12.0	105.3
そ の 他	522	1.9	553	1.8	106.1
合 計	27,718	100.0	31,177	100.0	112.5

(2) 企業集団の設備投資の状況

当期は、総額2,922百万円の設備投資を実行いたしました。

国内においては、挙式施設として「軽井沢クリークガーデン」、「クルデスール・チャペル」（石垣島）の新設、目黒雅叙園の改修、営業店舗として福岡グランドプラザ及び札幌グランドプラザの移転、熊本店の新設、さらに京都本社の増床工事を行いました。また、沖縄の挙式施設「アクアグレイス・チャペル」（平成18年5月開業予定）の建設を開始いたしました。

海外においては、グアムのレセプション会場「テ・キエロ」の新設及び中国・上海にタキシードの製造工場を新設いたしました。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当期においては銀行借入により1,600百万円の資金調達を行いました。

また、新株予約権（ストックオプション）の行使により、58千株の新株式を発行し、77百万円を調達いたしました。

当期中に実施した設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第39期 平成15年 3月期	第40期 平成16年 3月期	第41期 平成17年 3月期	第42期(当期) 平成18年 3月期
売 上 高	19,539	19,436	27,718	31,177
経 常 利 益	1,317	1,493	1,644	1,732
当 期 純 利 益	674	811	1,476	1,105
1株当たり当期純利益	96円31銭	112円86銭	169円25銭	111円40銭
総 資 産	12,764	15,334	20,318	22,164
純 資 産	5,235	7,292	12,043	12,984
1株当たり純資産	747円94銭	911円55銭	1,226円83銭	1,316円70銭

- (注) 1. 第40期において、当社が公募による普通株式の発行をしたことに伴い、純資産が増加しております。
2. 第41期において、株式会社目黒雅叙園の経営権異動を伴う株式取得を行い子会社化したこと及び当社が公募による普通株式の発行をしたことに伴い、売上高及び純資産が増加しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第39期 平成15年 3月期	第40期 平成16年 3月期	第41期 平成17年 3月期	第42期(当期) 平成18年 3月期
売 上 高	15,695	15,304	17,890	21,202
経 常 利 益	987	1,139	671	880
当 期 純 利 益	476	537	572	595
1株当たり当期純利益	68円09銭	74円85銭	63円60銭	59円51銭
総 資 産	11,893	14,307	17,783	18,499
純 資 産	5,310	7,182	11,039	11,273
1株当たり純資産	758円70銭	897円86銭	1,124円22銭	1,143円05銭

- (注) 第40期及び第41期において、公募による普通株式の発行をしたことに伴い、純資産が増加しております。

(5) 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、事業に関するリスクを次のとおり認識しております。

① 物価上昇による仕入原価アップによる影響

わが国においては、本格的な景気回復に伴い、デフレからの脱却が確実視されております。また、原油高に起因する物価の上昇も懸念され、国内外において、物価上昇が予想される状況が始まっております。

当社グループは、国内及び海外において、結婚に関するサービスを総合的に提供し、様々な形での仕入れを行っており、物価上昇による仕入原価のアップは、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

② 紛争等、突発的な外的要因の発生による影響

テロ、戦争、自然災害、感染が危ぶまれる病気の発生等は、直接的にも、また海外渡航者等の心理に影響を与えることで間接的にも、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

③ 結婚適齢人口の減少による影響

国内における少子化の進行による結婚適齢人口の減少により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

④ 為替変動の影響

当社グループは海外でのサービス提供の占める割合が高く、国内における販売は円建てとなりますが、販売価格の前提となる原価は現地通貨に基づいているため、為替変動は販売価格のみならず採算に影響を与え、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

これらに対処すべく現在及び将来に向けて、収益の柱を海外挙式サービスだけに求めることなく、国内・海外それぞれの事業のバランスをとるため、国内挙式の推進や海外現地のお客様を対象とする事業の展開により、多様化するお客様ニーズへの対応と他社との差別化を図り、グローバルに収益及び利益拡大を目指してまいります。

現状参入しているマーケットにおけるシェアの維持・拡大とともに、海外での現地市民向け挙式や国内でのプレブライダル、アフターブライダル等新たなマーケットへの本格的進出、トータル・ブライダル・ソリューションの確立による新たなマーケットの創造などを進めていくことが大きな課題であります。

さらに、仕入原価管理、販売管理費管理及び販売価格管理に徹底して取り組み、攻守に亘る管理体制の強化に努めてまいります。

2. 企業集団及び会社の概況

(1) 企業集団の主要な事業内容

- ① 海外挙式サービス事業及び挙式参加者を対象とした旅行事業
- ② 挙式施設運営などの国内挙式サービス事業
- ③ ウェディングドレスなどの製造販売事業
- ④ 婚礼関連衣裳、成人式、各種パーティーなどのフォーマル衣裳のレンタル事業
- ⑤ 衣裳に美容・着付・写真撮影をセットした衣裳と写真の総合サービス事業
- ⑥ 国内での結婚式場相談、結婚式のプロデュースや披露宴の企画演出、家具、寝具から宝石貴金属等婚礼用品の斡旋などの挙式関連サービス事業

(2) 企業集団の主要拠点等

① 当社

ワタベウェディング株式会社	本 社	京都市
	支 社	ハワイ（アメリカ）、オーストラリア
	営 業 所	京都、東京、横浜、大阪、滋賀、名古屋、神戸、新宿、広島、札幌、福岡

② 子法人等

会 社 名	所 在 地
株 式 会 社 目 黒 雅 叙 園	東京都
ワタベファミリークラブ株式会社	京都府、大阪府
ク ア ン ト 株 式 会 社	東京都、大阪府、愛知県
沖繩ワタベウェディング株式会社	沖縄県
ワタベ・ユーエスエー I N C .	アメリカ
ワタベ・オーストラリア P T Y . L T D .	オーストラリア
ワ タ ベ ・ サ イ パ ン I N C .	ノーザンマリアナ諸島サイパン
ワ タ ベ ・ グ ア ム I N C .	アメリカ領グアム
ワタベ・ヨーロッパ S . A . R . L .	フランス
ワ タ ベ ・ ユ ー ケ ー L T D .	イギリス
ワタベウェディング・カナダ I N C .	カナダ
ワタベウェディング・ベトナム C O . , L T D .	ベトナム
華徳培婚礼服務（上海）有限公司	中国
華徳培婚紗（上海）有限公司	中国
上海華徳培唯婷婚礼服務有限公司	中国
上 海 先 衆 貿 易 有 限 公 司	中国
華徳培婚礼用品（上海）有限公司	中国
上 海 先 衆 西 服 有 限 公 司	中国

(注) クアント株式会社は、平成18年4月12日にワタベビューマンサポート株式会社に社名変更いたしました。

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 22,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,852,300株
- (注) 平成17年4月1日以降新株予約権（ストックオプション）の行使に伴い
58,500株の普通株式発行を行いました。
- ③ 1単元の株式の数 100株
- ④ 当期末株主数 5,210名

⑤ 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

第1回新株予約権

発行決議の日	平成14年6月27日
新株予約権の数	474個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	47,400株
新株予約権の発行価額	無償

第2回新株予約権

発行決議の日	平成15年6月27日
新株予約権の数	1,003個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	100,300株
新株予約権の発行価額	無償

第3回新株予約権

発行決議の日	平成16年6月29日
新株予約権の数	2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	250,000株
新株予約権の発行価額	無償

⑥ 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 寿 泉	2,005,400	20.35	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	713,400	7.24	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	491,100	4.98	—	—
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505025	415,600	4.21	—	—
渡 部 隆 夫	290,800	2.95	—	—
日興シティ信託銀行株式会社	282,700	2.86	—	—
ワタベウェディング従業員持株会	265,700	2.69	—	—
野村信託銀行株式会社	217,700	2.20	—	—
有 限 会 社 シ ュ ー	200,000	2.02	—	—
ジェーピーモルガンチェースバンク 385050	197,900	2.00	—	—

(注) 上記信託銀行の持株数は、すべて信託業務に係るものであります。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有

決算期末における保有株式

普通株式 97株

(5) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,429名	76名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員746名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。

なお、当社の従業員の状況は下記のとおりであります。

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
424名	20名増	35.6才	6.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員462名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。

(6) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

当社は、期末現在国内子法人等6社、海外子法人等16社を保有しており、海外の地域別では米国、カナダ、グアム、サイパン、オーストラリア、インドネシア及びベトナムに各々1社、ヨーロッパに3社、中国に6社となっております。

そのうち重要な子法人等は、次のとおりであります。

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ワタベ・ユーエスエーINC.	2,234千米ドル	100%	挙式運営・衣裳レンタル
ワタベ・グアムINC.	700千米ドル	100% (100%)	挙式運営・衣裳レンタル
華徳培婚紗(上海)有限公司	2,300千米ドル	100%	ウェディングドレスの製造販売
上海華徳培唯婷婚礼服务有限公司	270,000千円	100%	写真アルバム等の製造
株式会社目黒雅叙園	378,000千円	100%	挙式・宿泊施設運営

(注) 議決権比率の欄の()内の数字は、間接所有割合で内書となっております。

② 企業結合の経過

国内では、ドレス・写真アルバム等商品事業において当社グループの経営資源の集中と効率化を図るため、当社は平成18年2月1日付で子法人等であるイルフィーロ株式会社を吸収合併いたしました。

海外では、グループ内での製販一貫体制を推進するため、中国・上海にタキシードの生産会社として、上海先衆西服有限公司を平成17年4月15日付で出資金56百万円にて設立いたしました。また、ベトナムにウェディングドレスの生産会社として、ワタベウェディング・ベトナムCO., LTD. を平成17年12月1日付で出資金215百万円にて設立いたしました。

③ 企業結合の成果

全子法人等22社を連結対象とした売上高は、31,177百万円（前期比12.5%増）となり、経常利益は1,732百万円（前期比5.4%増）、当期純利益は1,105百万円（前期比25.2%減）となりました。

(7) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
	百万円	株	%
株式会社三菱東京UFJ銀行	910	100,000	1.01
株式会社京都銀行	510	100,000	1.01
三菱UFJ信託銀行株式会社	410	136,500	1.38
第一生命保険相互会社	250	50,000	0.50
株式会社みずほ銀行	210	30,000	0.30
株式会社滋賀銀行	210	50,000	0.50
日本生命保険相互会社	180	—	—
明治安田生命保険相互会社	160	30,000	0.30

- (注) 1. 前期の主要な借入先である株式会社UFJ銀行は平成18年1月1日をもって株式会社東京三菱銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となりました。
2. 前期の主要借入先であるUFJ信託銀行株式会社は平成17年10月1日をもって三菱信託銀行株式会社と合併し、三菱UFJ信託銀行株式会社となりました。

(8) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	渡 部 隆 夫	
代表取締役専務	渡 部 義 夫	
代表取締役専務	西 村 忠 雄	
常 務 取 締 役	島 崎 昌 彦	アジア事業本部長
取 締 役	東 前 千 秋	
取 締 役	上 田 勝 己	管理本部長
取 締 役	川 口 博 司	国内挙式事業本部長
取 締 役	渡 部 泰 男	
取 締 役	上 原 由 夫	株式会社エー・ジー・ビー代表取締役専務
取 締 役	平 井 紀 夫	オムロン株式会社(非常勤)特別顧問
常 勤 監 査 役	藤 本 壽 雄	
監 査 役	清 水 久 雄	税理士
監 査 役	工 藤 雅 史	弁護士
監 査 役	岩 崎 久	京都信用保証サービス株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役 上原由夫及び平井紀夫は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役 清水久雄、工藤雅史及び岩崎 久は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 当該営業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任
川口博司は、平成17年6月29日開催の第41期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
藤本壽雄及び岩崎 久は、平成17年6月29日開催の第41期定時株主総会において新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 退任
藤本壽雄は、平成17年6月29日付にて辞任により取締役を退任いたしました。
川口博司は、平成17年6月29日付にて任期満了により監査役を退任いたしました。
- (3) 地位の異動
渡部義夫及び西村忠雄は、平成17年6月29日付にて代表取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 当該営業年度中の取締役の担当または主な職業の変更は次のとおりであります。
- 平成17年6月29日付
島崎昌彦 アジア事業本部長を委嘱されました。
平成17年11月11日付
上田勝己 管理本部長を委嘱されました。
平成18年2月1日付
川口博司 国内挙式事業本部長を委嘱されました。
5. 上記の他、執行役員として期末現在5名が在籍しております。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

①	当社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	60,950千円
②	①の合計額のうち、監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	29,000千円
③	②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬額	28,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

-
- (注) 1. 本営業報告書中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	<u>7,637,488</u>	流動負債	<u>6,267,099</u>
現金及び預金	5,039,470	買掛金	1,301,611
売掛金	1,025,585	短期借入金	137,077
たな卸資産	782,416	一年内返済予定長期借入金	797,500
前払費用	422,332	未払金	1,001,196
未収入金	89,205	未払費用	264,589
繰延税金資産	201,673	未払法人税等	447,357
その他	119,091	前受金	1,997,522
貸倒引当金	△ 42,288	賞与引当金	259,969
固定資産	<u>14,527,265</u>	その他の他	60,276
有形固定資産	<u>9,771,905</u>	固定負債	<u>2,911,815</u>
貸衣裳	235,711	長期借入金	2,042,500
建物及び構築物	5,899,261	退職給付引当金	152,060
器具備品	1,318,406	連結調整勘定	128,538
土地	1,730,326	その他	588,716
建設仮勘定	418,967		
その他	169,231	負債合計	<u>9,178,914</u>
無形固定資産	<u>559,548</u>	(少数株主持分)	
投資その他の資産	<u>4,195,811</u>	少数株主持分	<u>1,444</u>
投資有価証券	302,436	(資本の部)	
長期前払費用	220,303	資本金	<u>4,137,722</u>
差入保証金	2,751,101	資本剰余金	<u>3,999,522</u>
保険積立金	190,721	利益剰余金	<u>5,159,132</u>
破産更生債権等	177,409	土地再評価差額金	<u>△ 524,424</u>
繰延税金資産	404,143	株式等評価差額金	<u>97,459</u>
再評価に係る繰延税金資産	364,431	為替換算調整勘定	<u>115,240</u>
その他	34,024	自己株式	<u>△ 257</u>
貸倒引当金	△ 248,759	資本合計	<u>12,984,394</u>
資産合計	<u>22,164,753</u>	負債、少数株主持分及び資本合計	<u>22,164,753</u>

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	<u>営 業 収 益</u>		31,177,256
	売 上 高		
	<u>営 業 費 用</u>		
	売 上 原 価	11,938,576	
	販売費及び一般管理費	17,531,987	29,470,563
	<u>営 業 利 益</u>		1,706,693
	<u>営 業 外 収 益</u>		
	受取利息及び配当金	12,687	
	そ の 他	110,678	123,366
	<u>営 業 外 費 用</u>		
支 払 利 息	24,602		
そ の 他	72,762	97,364	
	<u>経 常 利 益</u>		1,732,694
特 別 損 益 の 部	<u>特 別 利 益</u>		
	固 定 資 産 売 却 益	7,959	
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	197,330	205,289
	<u>特 別 損 失</u>		
	固 定 資 産 除 売 却 損	52,525	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,835	
	解 約 違 約 金	9,064	64,425
	<u>税金等調整前当期純利益</u>		1,873,559
	法人税、住民税及び事業税	876,712	
	法人税等調整額	△ 106,797	769,914
	<u>少数株主損失</u>		1,439
	<u>当期純利益</u>		1,105,084

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の状況

- | | |
|----------------|--|
| ① 連結子法人等の数 | 22社 |
| ② 主要な連結子法人等の名称 | ワタベ・ユーエスエー I N C .
ワタベ・グアム I N C .
華徳培婚紗（上海）有限公司
上海華徳培唯婷婚礼服务有限公司
株式会社目黒雅叙園 |

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、ワタベ・ユーエスエー I N C . 他14社の決算日は3月31日、華徳培婚紗（上海）有限公司他6社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- | | |
|-----------|---|
| ① 時価のあるもの | 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法 |
| ② 時価のないもの | |

2. デリバティブの評価基準

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 商品、製品、仕掛品 | 総平均法による原価法 |
| (2) 原材料 | 最終仕入原価法 |
| (3) 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- | | | |
|--------|---|-----|
| ① 国内資産 | 貸衣裳 | 定額法 |
| | 建物及び構築物 | 定率法 |
| | ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 | |
| | 器具備品 | 定額法 |
| | その他 | 定率法 |
| ② 国外資産 | | 定額法 |

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

貸衣裳	2年～3年
建物及び構築物	5年～47年
器具備品	2年～20年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用 均等償却

5. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

6. 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子法人等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

7. 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、当社及び国内連結子法人等は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子法人等は主として通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

9. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

10. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

11. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

12. 会計方針の変更

当期から、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

13. 追加情報

（役員退職慰労金制度廃止について）

平成17年6月29日開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。これに伴い、役員退職慰労金の未払額を固定負債のその他に計上しております。

（連結貸借対照表及び連結損益計算書の注記）

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,934,887千円

3. 担保に供している資産

(1) 土地 636,872千円

(2) 建物 80,194千円

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算の基礎となる価額により算出

再評価の日 平成14年3月31日

再評価後の帳簿価額と当期末時価との差額 134,114千円

5. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、挙式施設建物、店舗建物、店舗用備品、電子計算機及びその周辺機器等をリース契約により使用しております。

6. 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産及び負債		固定資産及び負債	
たな卸資産	46,615千円	繰越欠損金	135,711千円
賞与引当金	105,458千円	有形固定資産	106,929千円
未払事業税	34,837千円	長期未払金	133,250千円
未払費用	44,486千円	貸倒引当金	65,647千円
未収入金	54,275千円	投資有価証券	24,096千円
その他	72,258千円	退職給付引当金	59,731千円
繰延税金資産 小計	357,932千円	その他	40,265千円
評価性引当額	<u>△39,050千円</u>	繰延税金資産 小計	565,631千円
繰延税金資産 計	318,881千円	評価性引当額	<u>△87,669千円</u>
留保利益	103,579千円	繰延税金資産 計	477,961千円
その他	13,628千円	有形固定資産	6,092千円
繰延税金負債 計	<u>117,207千円</u>	投資有価証券	67,725千円
差引繰延税金資産	<u>201,673千円</u>	繰延税金負債 計	<u>73,818千円</u>
		差引繰延税金資産	<u>404,143千円</u>

7. 退職給付会計

(1) 退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子法人等は、国内採用従業員を対象に、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しております。また、当社の在外支店採用従業員を対象に確定拠出型の退職年金制度を採用しております。なお、一部の在外連結子法人等でも確定給付型の制度を有しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△ 587,349千円
年金資産	573,796千円
差引	△ 13,552千円
未認識数理計算上の差異	△ 138,507千円
退職給付引当金期末残高	<u>△ 152,060千円</u>

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	78,078千円
利息費用	7,598千円
期待運用収益	△ 7,311千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>36,176千円</u>
退職給付費用	114,542千円
確定拠出型の退職年金掛金等	<u>2,582千円</u>
合計	<u>117,124千円</u>

(4) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	1.5%
③ 期待運用収益率	2.0%
④ 数理計算上の差異の処理年数	発生の翌期より5年

8. 1株当たり当期純利益 111円40銭

連結計算書類の会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉川 郁夫 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	丹治 茂雄 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、ワタベウェディング株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いワタベウェディング株式会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月9日

ワタベウェディング株式会社 監査役会

常勤監査役 藤本 壽雄 ㊟

監査役 清水 久雄 ㊟

監査役 工藤 雅史 ㊟

監査役 岩崎 久 ㊟

(注) 監査役清水久雄、監査役工藤雅史、監査役岩崎久は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,348,700	流動負債	4,684,431
現金及び預金	2,330,748	買掛金	1,274,362
売掛金	773,357	一年内返済予定長期借入金	797,500
商材	152,585	未払金	425,670
原料貯蔵品	5,233	未払法人税等	126,142
前払費用	129,442	未払費用	126,908
短期貸付金	251,496	前受金	1,732,148
短期貸入金	250,543	預り金	16,394
未収入金	155,324	賞与引当金	184,000
繰延税金資産	206,428	その他	1,303
そのものの引当金	109,077		
貸倒引当金	△ 15,537	固定負債	2,541,593
固定資産	14,150,885	長期借入金	2,042,500
有形固定資産	8,065,333	長期未払金	415,124
貸衣	167,833	預り保証金	42,200
建物	4,945,214	退職給付引当金	41,769
構築物	104,262		
車両及び運搬器具	4,990	負債合計	7,226,025
器具備品	746,492		
土地	1,730,326	(資本の部)	
建設仮勘定	366,215	資本金	4,137,722
無形固定資産	485,110	資本剰余金	3,999,522
商標	1,125	資本準備金	3,999,522
電話加入権	25,308	利益剰余金	3,563,566
施設利用権	452	任意積立金	2,473,921
ソフトウェア	458,224	配当平均積立金	750,000
投資その他の資産	5,600,441	特別償却積立金	13,921
投資有価証券	302,436	別途積立金	1,710,000
会社株	965,108	当期末処分利益	1,089,645
出資	675	土地再評価差額金	△ 524,424
会社出資金	856,944	株式等評価差額金	97,431
長期前払費用	333,331	自己株式	△ 257
長期前払費用	72,932		
差入保証金	2,395,999	資本合計	11,273,560
保険積立金	190,721		
破産更生債権等	177,409	負債及び資本合計	18,499,585
繰延税金資産	376,885		
再評価に係る繰延税金資産	364,431		
そのものの引当金	29,712		
貸倒引当金	△ 466,145		
資産合計	18,499,585		

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	<u>営 業 収 益</u>		
	売 上 高		21,202,484
	<u>営 業 費 用</u>		
	売 上 原 価	10,708,623	
	販売費及び一般管理費	9,885,370	20,593,994
	<u>営 業 利 益</u>		608,490
	<u>営 業 外 収 益</u>		
	受取利息及び配当金	274,816	
	そ の 他	44,888	319,704
	<u>営 業 外 費 用</u>		
支 払 利 息	19,418		
そ の 他	27,981	47,399	
	<u>経 常 利 益</u>		880,794
特 別 損 益 の 部	<u>特 別 利 益</u>		
	固 定 資 産 売 却 益	7,077	
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	197,330	204,408
	<u>特 別 損 失</u>		
	固 定 資 産 除 却 損	48,364	
	子 会 社 株 式 評 価 損	42,666	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	21,492	112,523
	<u>税 引 前 当 期 純 利 益</u>		972,679
	法人税、住民税及び事業税	403,830	
	法人税等調整額	△27,045	376,785
	<u>当 期 純 利 益</u>		595,893
	前期繰越利益		594,087
	合併による未処分利益受入額		17,296
	中間配当額		117,632
	<u>当 期 未 処 分 利 益</u>		1,089,645

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商 品

総平均法による原価法

(2) 原 材 料

最終仕入原価法

(3) 貯 蔵 品

最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 国内資産

貸 衣 裳

定額法

建 物

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

器具備品

定額法

構 築 物

定率法

車両及び運搬具

定率法

② 国外資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

貸 衣 裳

2年

建 物

5年～47年

器具備品

2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

均等償却

5. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。
6. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
8. 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。
9. 会計方針の変更
当期から、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。
10. 追加情報
（役員退職慰労金制度廃止について）
平成17年6月29日開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。これに伴い、役員退職慰労金の未払額を固定負債の長期未払金に計上しております。

（貸借対照表及び損益計算書の注記）

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて記載しております。 | |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,369,576千円 |
| 3. 担保に供している資産 | |
| (1) 土 地 | 636,872千円 |
| (2) 建 物 | 80,194千円 |

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算の基礎となる価額により算出

再評価の日 平成14年3月31日
再評価後の帳簿価額と当期末時価との差額 134,114千円

5. 子会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 479,717千円
長期金銭債権 332,479千円
短期金銭債務 494,379千円

6. 子会社との取引

売上高 540,855千円
仕入高 4,898,329千円
営業費用 142,048千円
営業取引以外の取引高 53,168千円

7. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、挙式施設建物、店舗用備品、電子計算機及びその周辺機器等をリース契約により使用しております。

8. 税効果会計

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産及び負債

賞与引当金	75,440千円
たな卸資産	43,861千円
未払費用	42,146千円
未収入金	54,275千円
未払事業税	11,487千円
その他	<u>31,896千円</u>
繰延税金資産小計	259,107千円
評価性引当額	<u>△39,050千円</u>
繰延税金資産計	220,057千円
繰延税金負債計	<u>13,628千円</u>
差引繰延税金資産	<u><u>206,428千円</u></u>

固定資産及び負債

有形固定資産	31,563千円
退職給付引当金	17,125千円
長期未払金	133,250千円
子会社株式・出資金	110,094千円
投資有価証券	24,096千円
貸倒引当金	154,771千円
その他	<u>1,562千円</u>
繰延税金資産計	472,463千円
有形固定資産	6,092千円
投資有価証券	67,706千円
その他	<u>21,778千円</u>
繰延税金負債計	<u>95,577千円</u>
差引繰延税金資産	<u><u>376,885千円</u></u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
(調整)	
交際費等永久差異項目	△ 4.3%
住民税等均等割	4.2%
海外支店の低率課税	△ 3.2%
外国税額控除	△ 4.9%
評価性引当金の繰入	4.0%
その他	<u>2.0%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u><u>38.7%</u></u>

9. 保証債務残高	136,640千円
10. 1株当たり当期純利益	59円51銭
11. 商法施行規則第124条第3号に係る純資産増加額	97,431千円

利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,089,645,220
特 別 償 却 積 立 金 取 崩 額	5,239,289
計	1,094,884,509
こ れ を 次 の と お り 処 分 し ま す	
利 益 配 当 金	118,226,436
(1 株 に つ き 12円)	
取 締 役 賞 与 金	12,000,000
別 途 積 立 金	200,000,000
次 期 繰 越 利 益	764,658,073

(注) 平成17年12月5日に、117,632,436円（1株につき12円）の中間配当を実施いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉川 郁夫 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	丹治 茂雄 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、ワタベウェディング株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社から営業の報告を求め、重要な子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (6) 上記の子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められませんでした。

平成18年5月9日

ワタベウエディング株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 藤 本 壽 雄 ㊟

監 査 役 清 水 久 雄 ㊟

監 査 役 工 藤 雅 史 ㊟

監 査 役 岩 崎 久 ㊟

(注) 監査役清水久雄、監査役工藤雅史、監査役岩崎久は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第42期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類31頁に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題と認識し、当社の業績動向、配当性向等を総合的に勘案し、成果の配分を行うこととしております。このような方針に基づき、当期業績の水準に鑑み利益配当金につきましては、1株につき12円とさせていただきますと存じます。

これにより、すでにお支払いしております中間配当（1株につき12円）を合わせた年間配当金は、1株につき24円となります。

また役員賞与金につきましては、当期の業績等を考慮して、期末時の取締役8名に対し、12百万円を支給することと致したいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。

- ① 単元未満株式について行使することができる権利について、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- ② 株主総会の開催場所を明確にするため、変更案第14条（開催場所）を新設するものであります。
- ③ 株主総会の招集に際し、株主の皆様のご利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能にすべく、変更案第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- ④ 取締役会をより機動的・効率的に運営するため「会社法」第370条に定める取締役会の書面決議について、変更案第26条（取締役会の決議の方法）第2項を新設するものであります。
- ⑤ 社外取締役および社外監査役として有用な人材を確保できるよう、変更案第28条（社外取締役との責任限定契約）、第35条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。
なお、変更案第28条（社外取締役との責任限定契約）の新設につきましては、監査役会の全員一致による同意を得ております。

- ⑥ 会社法の施行に伴い、新たに定款に規定が必要となる事項等について、条文の新設、該当する用語ならびに引用条文の変更および条文の整備を行うものであります。
- (2) 経営効率の一層の改善を図るため、現行定款第15条（取締役の員数）に定める取締役の員数を「12名を上限」から「10名以内」に変更するものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、該当条文につき条数等の繰り下げを行うとともに、表現の明確化および文言の整備等を図るため、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1.</u> 貸衣裳業</p> <p><u>2.</u> <u>婚礼衣裳並びに</u>フォーマル衣裳の製造販売</p> <p><u>3.</u> 結婚式場の経営</p> <p><u>4.</u> 結婚披露宴の企画、演出</p> <p><u>5.</u> 結婚に関するコンサルタント業</p> <p><u>6.</u> 印鑑の販売</p> <p><u>7.</u> 結婚に関する結納品、宝石、家具、婚礼衣裳等の販売</p> <p><u>8.</u> 車両<u>及び</u>貸衣裳のリース業</p> <p><u>9.</u> 衣料品、旅行用品、スポーツ用品の賃貸<u>並びに</u>販売</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(2)</u> <u>婚礼衣裳ならびに</u>フォーマル衣裳の製造販売</p> <p><u>(3)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(4)</u></p> <p><u>(5)</u></p> <p><u>(6)</u></p> <p><u>(7)</u></p> <p><u>(8)</u> 車両<u>および</u>貸衣裳のリース業</p> <p><u>(9)</u> 衣料品、旅行用品、スポーツ用品の賃貸<u>ならびに</u>販売</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>10.</u> フランチャイズ形態によるチェーン店の経営指導及びその運営に対するコンサルタント業務</p> <p><u>11.</u> 貸衣裳のメンテナンス</p> <p><u>12.</u> クリーニング業</p> <p><u>13.</u> 旅行斡旋及び代理店業</p> <p><u>14.</u> コピー、ファクシミリ、電話等の利用サービスの提供及び文化・生活・音楽・スポーツ等の情報提供サービスの委託業務の請負</p> <p><u>15.</u> 旅行業</p> <p><u>16.</u> 損害保険代理業</p> <p><u>17.</u> 美容業及びエステティックサロンの経営</p> <p><u>18.</u> 写真撮影業</p> <p><u>19.</u> ホテルの経営</p> <p><u>20.</u> 飲食店の経営</p> <p><u>21.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p><u>(10)</u> フランチャイズ形態によるチェーン店の経営指導およびその運営に対するコンサルタント業務</p> <p><u>(11)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(12)</u> (")</p> <p><u>(13)</u> 旅行斡旋および代理店業</p> <p><u>(14)</u> コピー、ファクシミリ、電話等の利用サービスの提供および文化・生活・音楽・スポーツ等の情報提供サービスの委託業務の請負</p> <p><u>(15)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(16)</u> (")</p> <p><u>(17)</u> 美容業およびエステティックサロンの経営</p> <p><u>(18)</u> } (現行どおり)</p> <p><u>(19)</u> }</p> <p><u>(20)</u> }</p> <p><u>(21)</u> 前各号に付帯<u>関連</u>する一切の業務</p>
<p>(本店の所在地)</p>	<p>(本店の所在地)</p>
<p>第3条 当社は、本店を京都市に置く。 (新設)</p>	<p>第3条 (現行どおり) (機関)</p>
<p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p><u>第4条</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1)</u> 取締役会</p> <p><u>(2)</u> 監査役</p> <p><u>(3)</u> 監査役会</p> <p><u>(4)</u> 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告方法)</p>
<p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p><u>第5条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(発行する株式の総数)</p> <p><u>第5条</u> 当社の発行する株式の総数は、2,200万株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1 <u>単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社の1単元の株式の数は100株とする。</p> <p>2. <u>当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p><u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、2,200万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、<u>単元未満株式の買取り及び株券の交付等株式に関する取扱ならびに手数料は取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録簿、単元未満株式の買取り及び株券の交付等株式に関する事務等は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（基準日）</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>毎決算期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p><u>第11条</u> 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>（削除）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p><u>第13条</u> 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>（開催場所）</p> <p><u>第14条</u> 当社は、<u>株主総会を京都市で開催する。</u></p> <p>（定時株主総会の基準日）</p> <p><u>第15条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い<u>他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第18条</u> 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p><u>第15条</u> 当会社の取締役は、<u>12名を上限とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第16条</u> 当会社の取締役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議をもって選任する。その選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第17条</u> 当会社の取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第19条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役<u>および</u>取締役会 (員数)</p> <p><u>第20条</u> 当会社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第21条</u> 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p><u>第18条</u> 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第19条</u> 取締役会の決議により、取締役の中から、社長1名を定め、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役、各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>3. 取締役会の招集は、会日の3日前迄にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第28条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第22条 当社の監査役は、5名を上限とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第23条 当社の監査役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第24条 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第25条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第26条 監査役会の招集は、会日の3日前<u>迄にその通知を発するものとする。</u>ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、5名<u>以内</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第27条</u> 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p><u>第28条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期として営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p><u>第29条</u> 当社の利益配当金は、毎決算期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</p>	<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第34条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第36条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当および基準日)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p><u>第30条</u> 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に中間配当金を支払うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第31条</u> 利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる<u>ものとする</u>。</p> <p>(新設)</p>	<p>(中間配当および基準日)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第39条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても<u>なお</u>受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>2. 前項の金銭には利息は付けない。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、経営効率の一層の改善を図り、取締役会において迅速かつ的確な意思決定が行えるよう新たに取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	渡部 隆夫 (昭和16年2月12日)	昭和36年8月 当社入社 昭和39年10月 専務取締役 昭和52年10月 代表取締役専務 昭和53年10月 代表取締役社長(現任) (株式会社目黒雅叙園代表取締役社長)	290,800株
2	島崎 昌彦 (昭和30年7月30日)	昭和56年9月 当社入社 平成14年6月 取締役国際事業本部長 平成16年6月 常務取締役グループ経営本部副本部長兼中国事業部長 平成17年6月 常務取締役アジア事業本部長(現任) (華德培婚紗(上海)有限公司董事長) (上海華德培唯婷婚禮服務有限公司董事長) (上海先衆貿易有限公司董事長) (華德培婚禮服務(上海)有限公司董事長) (華德培婚禮用品(上海)有限公司董事長) (上海先衆西服有限公司董事長) (ワタベウェディング・ベトナムCO., LTD. 代表取締役社長)	10,000株
3	上田 勝己 (昭和25年3月12日)	昭和47年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成13年7月 当社入社 平成16年6月 取締役東日本管理室長 平成17年11月 取締役管理本部長(現任)	2,400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	川 口 博 司 (昭和30年12月17日)	昭和54年5月 当社入社 平成7年6月 管理本部経理部長 平成14年6月 監査役 平成17年6月 取締役社長室長 平成18年2月 取締役国内挙式事業本部長 (現任)	24,400株
※5	渡 部 秀 敏 (昭和41年10月25日)	平成元年4月 第二電電株式会社 (現KDDI株式会社) 入社 平成4年10月 当社入社 平成14年12月 ハワイ支社長 平成17年6月 執行役員営業企画本部長 平成18年2月 執行役員海外挙式事業本部長 (現任) (ワタベ・ユーエスエーINC. 代表取締役社長) (ワタベウェディング・カナダINC. 代表取締役社長) (ワタベ・グアムINC. 代表取締役社長) (ワタベ・サイパンINC. 代表取締役社長) (PT. ワタベ・バリ代表取締役社長) (ワタベ・オーストラリアPTY. LTD. 代表取締役社長) (ワタベ・ヨーロッパS. A. R. L. 代表取締役社長) (ワタベ・ユーケーLTD. 代表取締役社長)	21,500株
※6	市 橋 一 昭 (昭和20年1月26日)	昭和42年3月 株式会社ワコール (現株式会社ワコールホールディングス) 入社 平成7年6月 同社取締役 平成10年6月 同社常務取締役 平成14年6月 同社専務取締役 平成17年11月 当社入社 平成17年12月 挙式事業本部長 平成18年2月 執行役員営業戦略担当 (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社 株 式 の 数
7	平 井 紀 夫 (昭和15年9月26日)	昭和40年4月 立石電気株式会社（現オムロン株式会社）入社 平成9年6月 同社代表取締役専務 平成13年6月 同社取締役副社長 平成15年6月 同社特別顧問（現任） 平成16年6月 当社取締役（現任）	1,000株

- (注) 1. 取締役候補者渡部隆夫氏は、株式会社目黒雅叙園の代表取締役社長を兼務し、当社は同社と競業関係にあります。
2. その他の取締役候補者と当社の上に特別の利害関係はありません。
3. ※印は、新任の取締役候補者であります。
4. 取締役候補者平井紀夫氏は、社外取締役の候補者であります。

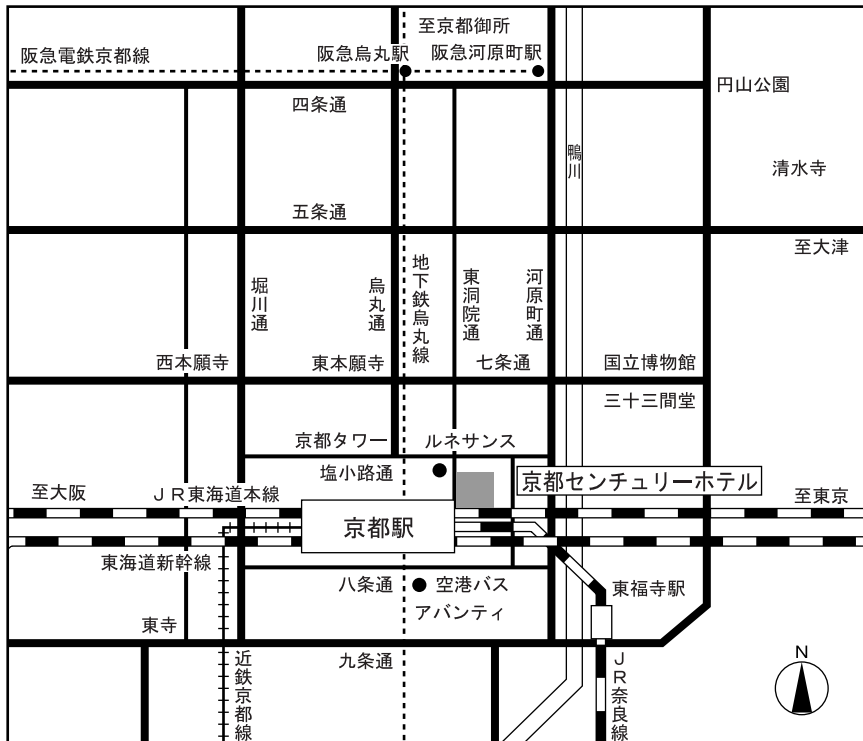
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 京都市下京区東洞院通塩小路下ル東塩小路町680
 京都センチュリーホテル（瑞鳳の間に）



交通機関 JR 京都駅烏丸中央改札口から東へ徒歩約 2 分
 地下（JR 烏丸東口・八条口連絡道路・地下鉄京都駅）より、
 “出口 5” をご利用下さい。